



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

ミャンマー連邦共和政府

財務省

大臣事務所

命令通知

番号 41/2010

ネピドー、ビルマ暦 1371 年 12 月満月後 11 日

2010 年 3 月 10 日

1. 給料所得以外、次の支払う金額種類の上で、支払う権利がある者が支払う時、支払う金額に対してかかる所得税を、支払う貨幣種類で、次に述べる率とおりに、控除して納入することを、所得税法第 16 条(e)項に含まれる権利を、利用して政府の同意で規定する。

番	収入類	居住者(国民)及び居住者(外国人)に支払う金額から税ため控除する率	非居住者(外国人)に支払う金額から税ため控除する率
1	利息		15%
2	免許、商標、特許権などを利用するため支払う金額	15%	20%
3	契約、協約若しくはいずれかの同意で、政府組織、開発組織、協同組合、現行法により構成し登録する合弁企業、会社、組織等、物を購入及びサービスため支払う金額	3%	3.5%
4	契約、協約若しくはいずれかの同意で、外国人雇用主若しくは外国会社が、物を購入及びサービスため支払う金額	3%	3.5%

2. 第 1 章に含まれる支払う金の内、非居住者(外国人)から控除した課税を最終的課税することにより納入する所得税として、規定しなければならない。
3. 第 2 章に含まれる事項以外に、残る控除金を、課税によりかかる税金から控除しなければならない。
4. 居住者(国民)及び居住者(外国人)が得るべき銀行の利息を、他の収入と加算し総所得の上で現行率とおりに所得税を課税しなければならない。
5. 財務省 1992 年 4 月 1 日の命令通知書番号 25、財務省 1993 年 7 月 8 日の命令通知書 82/93、1995 年 8 月 27 日の命令通知書 137/95、1996 年 4 月 26 日の命令通知書 68/96 を、この命令通知で廃棄する。
6. この命令通知書は、2010 年 4 月 1 日から施行する。

少将 ラトゥン
大臣
財務省